

国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「情報セキュリティポリシー」とは、<u>本学が所有する情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめ、どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るかについての基本的な考え方並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規定をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(情報セキュリティ対策)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 情報セキュリティ対策の詳細は、<u>別途定める本学情報セキュリ</u></p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うもの<u>(管理を外部委託しているものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「情報システムセキュリティポリシー」とは、<u>国立大学法人東京農工大学情報システム運用基本方針及び国立大学法人東京農工大学情報システム運用要項をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 「実施手順」とは、<u>情報システムセキュリティポリシーに基づいて策定される具体的な手順及びガイドライン等をいう。</u></p> <p>(情報セキュリティ対策)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 情報セキュリティ対策の詳細は、<u>情報システムセキュリティポ</u></p>	

<p><u>ティポリシー</u>によるものとする。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第6条 本学の情報システムを利用することができる者(以下「利用者という。」)は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本学の役員</p> <p>(2) 本学の教職員(非常勤を含む。)</p> <p>(3) 本学の学生(研究生、聴講生、科目等履修生を含む。)</p> <p><u>(4) 本学の来学者</u></p> <p><u>(5) 前号に掲げる者の他、CIOが必要と認めた者</u></p> <p>(利用者の自己管理)</p> <p>第7条 利用者は次の各号に掲げる事態の発生を考慮し、情報のバックアップ、ウィルス対策及び修正プログラムの適用等、並びに情報機器の紛失防止対策等、自己の責任において適宜実行するものとする。</p> <p>(1) 情報システム障害による情報の消失</p> <p>(2) ウィルス感染等による情報の消失、漏洩等 (新設)</p> <p><u>(3) 情報機器の盗難、紛失</u></p> <p>(利用停止等)</p> <p>第8条 CISOは利用者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、利用資格の取消し若しくは使用の停止、又は制限等の措置を講じることができる。</p>	<p><u>リシー及び実施手順並びに国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程及び関連規程等</u>によるものとする。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第6条 本学の情報システムを利用することができる者(以下「利用者という。」)は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第1号から第3号以外の者で、学長の許可を受けて本学の情報システムを臨時に利用する者</u></p> <p>(削る)</p> <p>(利用者の自己管理)</p> <p>第7条 利用者は次の各号に掲げる事態の発生を考慮し、情報のバックアップ、ウィルス対策及び修正プログラムの適用等、並びに情報機器の紛失防止対策等、自己の責任において適宜実行するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) ウィルス感染等による、スパムメール不正中継を含む外部への不正な情報発信や不正なアクセス等</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(利用停止等)</p> <p>第8条 CISOは利用者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、利用資格の取消し若しくは使用の停止、又は制限等の措置を講じることができる。</p>	
--	--	--

<p>(1) 本規程及び本学情報セキュリティポリシーを遵守しない者</p> <p>(2) その他本学の情報システムの利用者として不適格であると認められる者</p>	<p>(1) 本規程、情報システムセキュリティポリシー及び実施手順を遵守しない者</p> <p>(2) (略)</p>	
---	---	--

附 則(平成 28 年 10 月 24 日規程第 46 号)
この規程は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。